

軽井沢町社会福祉協議会 安心生活創造事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし世帯等で日常的な家族の支援等が不足している部分を、生活支援を通して地域で安心して暮らせるための仕組みを作るとともに、支え合い活動を推進し、もって住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 本事業では、次に掲げるサービスを行う。

- (1) 見守りに関すること
- (2) 買い物支援に関すること
- (3) 生活支援サービス等に関すること
- (4) その他、住民が日常生活上必要とする援助で、社会福祉協議会会長（以下「社協会長」という。）が特に必要と認めるサービス

(利用対象者)

第3条 本事業の利用対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯並びに者とする。

- (1) ひとり暮らし高齢者
- (2) 高齢者世帯
- (3) 日中ひとりになる高齢者
- (4) 在宅で介護保険給付を受けている世帯。但し、介護保険上の給付を優先とする。
- (5) 在宅で障がい者がいる世帯。但し、自立支援法上の給付を優先とする。
- (6) その他、社協会長が認めた者

(会員)

第4条 本事業の中で、必要のある事業は、登録により会員又は、会費制で行う。

なお、詳細については別途、会員規程を設けるものとする。

(守秘義務)

第5条 本事業に係る関係者は、利用者に関するプライバシー保護に万全を期するものとし、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関との連携)

第6条 本事業の実施にあたっては、町と連携を密にするとともに、民生委員等の関係機関と連携を図り、事業の円滑な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年1月1日から平成23年3月31日までは試行期間とし、この要綱を準用する。